

# 静岡文化芸術大学学友会会則

(前 文)

我々は、自主自律の精神に基づき、本学における学業研鑽並びに学生生活の充実をはかり、本学の発展と我々自身の向上のために、学友会を組織し、本会則を定める。

我々は、この自主自律の精神によって、自由と責任の重さを自覚し、学生としての本分を全うして、感性豊かな活気溢れる大学を築き上げていくことを目的とする。

よって、我々は会員相互理解の下、自主的、積極的に活動し、本学教職員と連絡を密にとり、不断の努力によって、これらの目標を達成することを決意する。

## 第1章 総則

第1条 本会は静岡文化芸術大学学友会と称する。

第2条 本会は本学学生をもって構成し、その自主的活動によって運営される。

## 第2章 組織

第3条 本会は次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 本部
- (3) 代表委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 監査委員会
- (6) 選挙管理委員会
- (7) クラブ・同好会

## 第3章 総会

第4条 総会は、本会の最高議決機関である。

第5条 総会は、全会員の4分の1以上の出席を必要とする。

第6条 総会は、会員の中から、議長及び副議長を選出する。

第7条 総会は、年度内に一回以上定例総会を開く。また次の場合は臨時総会を開かなければならない。

- (1) 本部が開催を必要と認めたとき。
- (2) 代表委員会が開催を要求し、会長がこれを承認したとき。
- (3) 全会員の10分の1以上の要求があったとき。

第8条 会長は、総会の開催を定例総会については少なくとも一週間前、臨時総会については3日前には会員に公示しなければならない。しかし、緊急の場合にはこの限りではない。

第9条 総会は次の事項を議決、承認または審議する。

- (1) 事業計画及び予算案に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 監査委員の承認
- (4) 本会則の改廃に関する事項
- (5) 本会の解散に関する事項
- (6) 総会開催要求者により提出された事項
- (7) その他本部運営上重要な事項

第10条 総会における議決は、出席会員の過半数を要する。しかし賛否同数の場合は議長に一任する。

## 第4章 本部

第11条 本部は、会長及び本役員により構成され、会長によって組織される。

第12条 本部は、本会活動を総会ならびに代表委員会の承認にしたがって運営し、かつ関連する事業間の調整を図る。

第13条 本部に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 書記
- (4) 総務
- (5) 会計

第14条 役員は次の職務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、本会の活動運営を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在または事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の諸記録および資料保存に務める。
- (4) 総務は、本会活動に必要な事務を処理するとともに、委任された職務を遂行する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を管理する。また委任された職務を遂行する。

第15条 会長は、立候補した会員の中から会員による選挙によって選出される。

第16条 本部役員は、会員の中より会長が任免する。

第17条 会長の任期は1年間とし、再任は妨げない。会長が、任期中に辞任したとき、後任者の任期は前任者の残余期間とする。

第18条 役員のリコールは全会員の4分の1以上の要求があった場合に、会員の投票によって決定する。

第19条 会長が罷免された場合、1週間以内に補欠選挙の公示を行う。

第20条 会長以外の役員が罷免された場合、会長は速やかに後任者を任命しなければならない。

第21条 会長が罷免された場合、それに伴い会長以外の役員も全てその職を失う。

第22条 本部役員は任期は会長と同様とする。

第23条 会長は必要に応じて本部会を開くことができる。

## 第5章 代表委員会

第24条 代表委員会は、本会の運営及び学生間の自治その他会員の生活向上のための諸問題を討議する事を目的とする。

第25条 代表委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第26条 代表委員会は、定例総会において議決する事項を事前に審議する。

第27条 代表委員会は、学友会運営上必要な事項ならびに、本部、学科、各委員会、及び代表委員からの提案を審議する。

第28条 代表委員会は、学科代表、クラブ・同好会委員会代表及び碧風祭運営委員長により構成される。

第29条 学科代表は、学科学年ごとに選出される。

第30条 本部役員は代表委員会に出席する事ができる。ただし、議決権は持たない。

第31条 学科代表、正副議長、及び書記の任期は、1年とする。

第32条 代表に欠員が生じたときには、速やかに後任者を選出しなければならない。その場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

- 第33条 代表委員会は、正副議長並びに書記を置く。  
第34条 正副議長並びに書記の選出による代表の欠員は後任者を選出する。  
第35条 正副議長並びに書記は、学科代表の互選により選出する。  
第36条 代表委員会は、第28条の構成員の3分の2以上の出席を必要とする。  
第37条 代表委員会の議決は、出席構成員の過半数を要する。ただし、賛否同数の場合は議長に一任する。  
第38条 代表委員会は、議事録を作成し会長に提出しなければならない。  
第39条 議事録には、次の事項を記載する。  
(1) 日時  
(2) 構成員の現在数  
(3) 出席構成員の氏名  
(4) 議決事項及び議事の経過  
(5) その他、特に重要な事項

## 第6章 専門委員会

- 第40条 本会は、本会活動を円滑に行うために、本部の補助機関として専門委員会を置くことができる。  
第41条 専門委員会の設置に関する事項は、本部が定める。  
第42条 専門委員会は委員長他必要な役員を置くことができる。  
第43条 専門委員長及び特に必要と認められた専門委員は、本会及び代表委員会に出席することができる。  
第44条 専門委員長は、委員会の活動報告書を会長に提出しなければならない。

## 第7章 クラブ・同好会

- 第45条 クラブ及び同好会は有志、同好の会員によって構成する。  
第46条 クラブ及び同好会の設立には、団体設立願に構成員名簿、クラブの設立の場合にはクラブ規約を添付し、本部を通して教務・学生室に届け出る。  
第47条 クラブ認定基準  
(1) 同好会として1年以上活動した団体であること。  
(2) 構成員が10人以上であること。  
(3) 構成員が2学科以上または2学年以上であること。  
(4) 活動実績があること。  
第48条 同好会認定基準  
(1) 活動目的が明確であること。  
(2) 構成員が7人以上であること。  
(3) 構成員が2学科以上または2学年以上であること。  
(4) 非公認同好会として同一の団体名での活動実績が1年以上あること。  
(5) 新規同好会を設立する場合には、正規申請の1年前に学友会に申請を行い、実施事業計画書・実施報告書を提出すること。  
第49条 クラブ及び同好会は1年更新とし、同じ活動を毎年続ける場合、団体継続願に構成員名簿、クラブ継続の場合にはクラブ規約を添付して、本部を通して教務・学生室に届け出る。  
第50条 クラブ及び同好会は、それぞれ代表者を選出し、その代表者をもってクラブ・同好会委員会を組織する。  
第51条 クラブ及び同好会は構成員名簿を本部に提出する。  
第52条 クラブ・同好会委員会の設置は、第6章第41条から44条の(専門委員会)を(クラブ・同好会)と読み替えるものとする。

## 第8章 会計

- 第53条 本会の活動運営費は、静岡文化芸術大学後援会助成金、その他の収入をもってこれにあてる。  
第54条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第9章 監査委員会

- 第55条 監査委員会は本会の事業及び会計を監査し、その監査結果を定例総会において報告する。  
第56条 監査委員は2名以上とし、年度始めの代表委員会において選出し、定例総会で承認される。  
第57条 監査委員の任期は定例総会で承認されてから、次の定例総会までとする。

## 第10章 選挙管理委員会

- 第58条 選挙管理委員会は本会の会長選挙及びリコール投票事務並びにこれに付帯する事務を円滑に行うことを目的とする。  
第59条 選挙管理委員は5名以上とする。  
第60条 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。  
第61条 立候補者及び、学友会本部役員は選挙管理委員を兼任できない。

## 第11章 会則改正

- 第62条 本会則の改正は代表委員会の3分の2以上の賛成で発議し、総会において出席会員の過半数の賛成を必要とする。

## 第12章 補則

- 第63条 本会則に記載されていない本会運営に必要な細則については、本部で別に定めることができる。

### 附 則

本会則は、平成12年5月16日から施行する。

### 附 則

本会則は、平成13年4月13日から施行する。

### 附 則

本会則は、平成15年12月4日から施行する。

### 附 則

本会則は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

本会則は、令和3年5月20日から施行する。

### 附 則

本会則は、令和7年5月23日から施行する。